



水産業における人権デュー・デリジェンスの取り組み状況に関するアンケート

基本情報

- 企業名：株式会社ニッスイ
- 回答日：2025 年 10 月 24 日

-
1. 貴社は、本アンケート送付時点で、マグロ漁船に従事する移住労働者の人権問題(強制労働・労働環境・賃金問題など)について把握していますか。把握している場合には、その課題についてご回答ください。

把握している。

特にマグロ延縄漁船は、他の漁船に比べて強制労働（長時間労働、暴力、脅迫、賃金未払い、身分証明書の没収、移動の制限等）や人身取引のリスクが高いことを、HRNを含む人権・環境 NGO からの各種レポートを通じて把握している。また「サステナブルシーフードサミット」や「責任あるマグロ類調達シンポジウム」等でも、かねてからこの問題については提起されており、それらの会議への参加を通じてこの課題は認識している。そして社内のサステナビリティ委員会や部署長会議等の場で、経営層・役職員に情報は共有している。当社グループにおける重要人権リスクの特定プロセスでは、「一般的・業界横断的な人権リスク」と「水産業・ニッスイグループ特有の人権リスク」の2つの視点でバリューチェーンのプロセスごとにリスクの洗い出しを行い、「サプライチェーン上の強制労働、児童労働」を重要人権リスクの1つとして特定している。

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について

(1) 貴社は、水産業における人権侵害(強制労働・奴隷労働・賃金問題など)を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施していますか。以下の各分野についてご回答ください。

- 1 人権方針の策定

策定している

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/208>

- 2 水産物に特化した調達方針

ニッスイグループ調達基本方針に包含しており、水産物については「ニッスイグループ絶滅危惧種（水産物）の調達方針」を策定済み。



3 人権デュー・デリジェンスのプロセスおよび体制構築

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/204#326>

本回答中の「4. 人権デュー・デリジェンスの実施状況について」にも記載

4 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)のプロセスおよび体制構築

当社グループでは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、グリーバンスメカニズムを構築し、救済へのアクセスを確保している。社内および社外の窓口で通報を受け付ける内部通報制度に加え、2023年度から国内の生産事業所や漁業における外国人労働者を対象として、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）が提供する企業協働プログラムに参画し、22言語に対応した相談窓口を設置している。また、ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）に参加し、幅広いステークホルダーを対象としたビジネスと人権に関する苦情・通報窓口を設置している。このように自社だけでなく専門の第三者機関と連携しながら、対話と救済の仕組みを整えている。

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/204#324>

また、上記以外に、お客様の声を直接お聞きする仕組みとして、お客様サービスセンターを設置している。「消費者の安全や知る権利」も企業活動の中で尊重すべき人権と考え、お客様の声をタイムリーに受け止め、正確な情報をお伝えすることを心がけている。

5 その他関連する取り組み

一連の取り組みはウェブサイトに記載

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/204#326>

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/107>

3. 水産物の調達方針およびトレーサビリティについて

- (1) 貴社は、水産物のサプライヤーをどこまで把握していますか（一次、二次、三次、およびそれ以降など）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

サプライヤーの把握は、調達段階（下流）から、と漁業段階（上流）から、のそれぞれで行っている。

- ① 現在、全ての一次サプライヤーを把握しているが、ニッスイグループ内には漁業を行う企業や、直接漁業者から調達した原料魚を加工する一次加工企業があり、主力事業の範囲では、漁業者を直接把握できる状態にある。



Human Rights Now

② また、3年毎に調達水産物の持続性評価を行っており、一次サプライヤーやグループ企業の協力の下、一定以上取引金額の調達を行う水産物、水産加工品の原料魚について、漁業（海域、旗国、漁具・漁法）の特定に努めている。

(2) マグロの調達先の漁船の旗国を把握していますか。把握している場合、どの国の漁船ですか。下記のうち、該当する選択肢を回答するか、選択肢にない場合には国名をご記入ください。

日本 ・ 韓国 ・ 台湾 ・ その他：（ ）

① 日本（Japan）、台湾（Taiwan）、セーシェル（Seychelles）、オマーン（Oman）、バヌアツ（Vanuatu）、インドネシア（Indonesia）、ニュージーランド（New Zealand）等（天然の生鮮/冷凍マグロ）

② グループ内漁業（共和水産グループ）では、キハダ、カツオの調達がある

(3) 水産物のサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか（基準や手順等）。その基準およびプロセスについてご回答ください。また、マグロの調達に特化した基準およびプロセスがある場合には、併せてご回答ください。

① 全ての一次サプライヤーに対し、当社の調達方針および、サプライヤーガイドラインについて説明し、内容を把握した旨の署名を得ている。さらに全社にガイドラインに沿う内容のSAQを実施している

② 3年毎に実施の調達水産物資源持続性調査の過程で、一次サプライヤーを通じて、漁業（漁獲海域・旗国（船籍）・漁法）の特定を行っている。

(4) 貴社の水産物の調達方針に、強制労働の禁止および撤廃に関して明記しているかご回答ください。また、マグロに特化した調達基準がある場合には、当該方針に強制労働の禁止および撤廃について明記しているかご回答ください。

調達基本方針に明記し、サプライヤーガイドラインでは、早急に対応を求める事項として記述している。

[ニッスイグループ調達基本方針](#)

(5) 強制労働の禁止や撤廃に関する取り組み状況について、水産物、特にマグロの調達先の選定・評価基準として確認していますか。

マグロに限定した取り組みではないが、水産物の調達では、潜在的な強制労働リスクが懸念される。このため調達基本方針、および、サプライヤーガイドラインには、強制労働の排除を明記している。一次サプライヤーには、これらの内容への同意を求め承諾を得ることを取引の条件としている。また、これらの内容の実施状況についてはSAQで確認を行っている。



- (6) 水産物、特にマグロに関する調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

マグロに限るものではないが、絶滅が危惧される IUCN レッドリストの CR, EN, VU カテゴリーに収載される魚種については、絶滅危惧種の取り扱い方針を掲げ、その対応を進めている。

対象となる魚種の場合、2030 年までに、GSSI 承認の水産認証漁業品を含む、方針に定める持続性が確保された漁業からの調達とする必要がある。

現在、マグロ類では、ミナミマグロ (EN)、メバチマグロ (VU) がこの対象に含まれる。

4. 人権デュー・デリジェンスの実施状況について

- (1) 人権デュー・デリジェンスの実施にあたり、国際条約や枠組み、そのほか遵守している基準をご回答ください。

「国際人権章典」および「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」に記された人権を支持し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた取り組みを進めている。

- (2) 人権デュー・デリジェンスのプロセスとして①人権リスク評価を実施し、②特定された人権リスクの防止や軽減のための施策を講じ、③その実施状況および結果の追跡調査を実施し、④それら一連の取り組みを開示していますか。具体的な頻度や取り組み内容も含めてご回答ください。報告書として開示されている場合には、開示先をご回答ください。

① 人権リスク評価

■人権リスクを識別・評価・管理するプロセス

当社グループのバリューチェーンにおける実際のまたは潜在的な人権への負の影響を把握するため、人権部会で人権リスクアセスメントを実施している。外部環境の変化に対応し、国や専門機関、NGO の報告書や苦情・通報窓口への通報・相談内容、ステークホルダーとの対話を通じて収集した情報をもとに、新たなリスクの特定や優先順位の決定を行っている。直近では 2024 年 7 月にアセスメントを実施し、サステナビリティ委員会での議論を経て、同年 10 月に重要リスクを特定した。2025 年度以降は人権部会で年に一度の見直しを行い、人権リスクアセスメントは中期経営計画の策定タイミング（3 年に一度）を目安に実施する計画としている。

■リスクアセスメントの手法

バリューチェーンの各プロセスにおいて、「一般的・業界横断的な人権リスク」と「水産業・ニッスイグループ特有の人権リスク」の 2 つの視点からリスクの洗い出しを行っている。特に後者の分析では、国別リスクや魚種別リスクといった視点も取り入れ、より詳細な評価を行っている。抽出されたリスクに対しては、発生頻度や可能性、発生時の影響の大きさを基準とした「インパクトアセスメント」を実施し、重要なりiskを特定・絞り込んでいる。



■ 2024年度の人権リスクアセスメントで特定した重要人権リスク

1. サプライチェーン上の強制労働、児童労働
2. 日本における外国人労働者の労働環境
3. 重大労働災害、事故

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/204#326>

② 特定された人権リスクの防止や軽減のための施策の実施

特定した3つの重要リスクと主な対応（リスクは2024年の見直し前のリスク）

リスク	主な対応策	進捗・実績
① 水産原料に関わる 強制労働、児童労働 （原材料調達～ 生産）	・ 「ニッスイグループサプライヤーガイドライン」改定（2022年6月） ・ 一次サプライヤー505社に「サプライヤーガイドライン」説明	・ ガイドライン同意確認書の回収率98.2% ・ SAQ（注）への回答率97.5% ・ 回答結果を基にしたサプライヤーとの対話 ・ 大学との協働により、ベトナムエビ農家約200世帯を対象に労働・環境調査を実施（児童労働は確認されず）
② 日本における外国人 技能実習生の労働 環境（生産）	・ 外国人労働者の労働環境調査（全53項目セルフチェック）の実施 ・ 外国人の労働災害防止（掲示物、マニュアル、教育などの多言語化対応） ・ 外国人労働者向けの外部相談窓口の設置	・ 労働環境調査は外国人を雇用する国内全生産事業所を対象に実施（年1回） ・ 書類の多言語化の他、ピクトグラムの活用をグループ内で横展開 ・ 2023年度から外国人労働者向けの外部相談窓口を設置（22言語対応）
③ 労働安全衛生（漁 業・養殖）	・ 漁業：漁船上の労働環境整備、第三者認証の取得 ・ 養殖：潜水作業の安全管理、重篤災害の撲滅に向けた対策	・ 漁業：安全性、労働負荷の軽減、居住性を含め人権に配慮した漁船の新造、MSC漁業認証の取得、外部相談窓口の設置（22言語対応） ・ 養殖：潜水土向け教育内容の見直し、海上作業の可否判断基準の明文化

（注）Self-Assessment Questionnaire。自己評価調査票

③ 実施状況および結果の追跡調査の実施

上記②に記載の通り

④ 一連の取り組みの開示

ウェブサイト、有価証券報告書等で開示



Human Rights Now

■ウェブサイト

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/204>

■有価証券報告書

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06310/96e8afe0/1ef0/43a8/ab0e/923eb202225f/S100W2X5.pdf>

- (3) 上記(2)に関連して、公開方法に関してステークホルダーにとってのアクセシビリティ（言語面など）についてどのように考慮していますか。

ウェブサイトでは英文開示も行っている

- (4) 人権デュー・デリジェンスのプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者（漁船の乗組員を含む）に対する職務上の安全・衛生管理に関する方針や対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容（確認時期・確認結果を含む）をご回答ください。

■自社グループ内の外国人労働者

外国人を雇用している全事業所を対象に、外国人労働者の労働環境調査を実施し、その結果を人権部会で確認している。調査で確認された課題について、人権部会で対応方針を議論・決定の上で、各事業所に通達。その後の対応状況もモニタリングしている。従来の調査では外国人従業員への多言語対応が当社グループの課題の一つとして認識されており重点的に改善を図っている。

■サプライチェーン上流の労働者（漁船の乗組員を含む）

サプライヤーガイドラインをニッスイ個別のすべての1次サプライヤー（直接の取引関係がある国内・海外のサプライヤー）へ配布するとともに、同意確認書への署名を求めている。安全と健康への配慮として、「緊急時の備えと対応」「職場環境」「寮／社宅」「従業員の心身の健康」に関する取り組みの要請を、サプライヤーガイドラインを通じて行っている。またサプライヤーガイドラインの遵守状況を確認するためのSAQへの回答をお願いしている。もし人権・環境の項目で基準に満たない場合は、回答の意図確認や実態把握のため、サプライヤーに対して訪問／オンラインでヒアリングの機会を設けるとともに、改善に向けたアドバイスを行っている。なお、同意確認書への回答実績やSAQへの回答実績はウェブサイトで開示している。

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/107>

- (5) 貴社のサプライチェーン上の漁船乗組員には移住労働者が含まれていますか。

含まれている



- (6) (5)について、移住労働者が含まれていることを確認している場合、移住労働者の乗組員に対する賃金の未払いや長時間労働、船上の劣悪な生活環境などの人権リスクについて調査し、状況を把握していますか。把握されている場合、その詳細をご回答ください。

自社グループ内の漁船については、移住労働者の乗組員に対する賃金の未払いや長時間労働、船上の劣悪な生活環境などの人権リスクが無いことを把握している。また、主要な漁業会社では、船員の人権保護に強く焦点を当てた基準である RFVS 認証や漁船での労働慣行に関する独立した第三者認証プログラムである FISH Standard for Crew の認証を取得している。RFVS 認証は漁業労働条約やその他の国際条約に基づいたものになっており、具体的には、船員が適切な訓練を受けて安全な環境で働き、給与や食事、休憩時間が保障されていることなどが求められている。FISH Standard for Crew の認証監査プロセスには船舶検査が含まれ、乗組員へのインタビューや企業の採用慣行、給与記録、苦情記録のレビューなども行われる。

一方でサプライチェーン上流の漁船上の移住労働者の有無や、乗組員の労働環境については詳細の把握が出来ておらず、課題として認識している。

5. 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)の実施状況について

- (1) マグロ漁を含む水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーバンスメカニズムを設置していますか。設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況(相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等)をご回答ください。

国内グループ漁業会社の海外まき網船(中西部太平洋のカツオおよびキハダマグロのまき網漁業)2隻においては、2024年2月にMSC漁業認証を取得し、船上からアクセス可能な多言語相談窓口を設置している。同相談窓口は責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)が提供しており22言語に対応している。船内にはWi-Fi環境が整っており、スマートフォンでの通報・相談が可能。船内の目立つ場所にポスターを掲示し周知は確実にを行っているが、2024年の相談件数は0件であった。2025年も本回答時点では0件である。

上記以外には幅広いステークホルダーを対象とした外部の苦情・通報窓口を設置している。同窓口は一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)が提供しており、日本語・英語+自動翻訳32言語に対応している。

- (2) グリーバンスメカニズムについて、どのようにステークホルダーへ周知していますか。特に漁船上の乗組員に対する周知方法についてもご回答ください。公表していない場合には、その理由をご回答ください。

グリーバンスメカニズムについては、当社ウェブサイトで周知している。グループ内の外国籍労働者に対しては確実な周知のため、掲示板への掲示のほか、朝礼やミーティングの場での説明、個別の説明会の実施、メッセージングアプリの活用などを行い、周知状況は毎年確認している。

漁船上の乗組員に対しても個別に説明を行い、船内の目立つ場所にポスターを掲示



している。

■ウェブサイト

<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/204#324>

■漁船上の乗組員に対する周知方法

	
相談窓口のポスター（QRコード付き）の船内掲示	外国籍乗組員への説明会

6. ステークホルダーエンゲージメントなどについて

- (1) 水産業およびマグロの人権問題に関して、これまで実施した、労働組合、NGO、サプライヤーといったステークホルダーとのエンゲージメントについて、①その実施時期、②エンゲージメント先、③内容（頻度、テーマ、経営への反映など）についてご回答ください。回答欄が足りない場合には追加ください。

実施時期	エンゲージメント先	テーマ・頻度・経営への反映など
2024 年	(公財) 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)、(株) シーフードレガシー、横浜国立大学	【テーマ】 第3回水産資源調査結果と今後の取り組みについて 【当社参加者】 代表取締役社長を含む取締役4名、執行役員2名 【いただいたご意見】 定期的な資源状態調査の実施と積極的な情報開示により、ニッスイグループの取り組みに対する認知が広がっている。 東南アジアにおける、すりみ原料魚の遺伝子同定や粗放養殖エビの社会科学的評価など、自律的な取り組みが進められていることを評価したい。 水産物には人権面での課題も多く、その対策を



実施時期	エンゲージメント先	テーマ・頻度・経営への反映など
		意識した取り組みをさらに進めてほしい。 資源状態が不明な資源や、トレースが難しい原料魚などについては、外部機関や取引先などのステークホルダーと協働し、解決策を考える必要がある。 過去のステークホルダーダイアログはウェブサイトに掲載 https://nissui.disclosure.site/ja/themes/151
2024 年～ 2025 年	国内外投資家	・調達水産物の持続可能性、トレーサビリティの確保 ・サプライチェーン上の人権課題への対応 など

- (2) 労働組合、NGO、専門家、企業などが加入している水産業の人権をテーマとするネットワークやプラットフォームに参画していますか。参画している場合、①その名称
②そこで得た知識や情報を社内でどのように適用しているのか、ご回答ください。

①名称	②そこで得た知識や情報を社内でどのように適用しているのか
SeaBOS (Seafood Business for Ocean Stewardship、持続的な水産ビジネスを目指すイニシアティブ)	科学者と水産企業の間で行われる年次のダイアログに経営層が参加している。(現在、当社代表取締役会長が SeaBOS の副会長を務めている) SeaBOS で取り組む課題の 1 つに「IUU 漁業と現代奴隷制度の根絶」があり、自社内でもこの課題を重要課題として認識している。
責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)	このプラットフォーム (相談窓口) は日本国内における陸上勤務の外国人労働者をイメージして設計されたものであったが、相談の上で、当社では漁船上の外国人船員向けにも活用している。(国内初の事例)
一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構 (JaCER)	会員企業向けの「対話救済実務研修」に毎年参加し、弁護士等の専門家から実務的な知識を学んでいる。そして、それらを自社の取り組みに活かしている。

- (3) 該当する場合、特に消費者に対し、貴社商品やキャンペーンを通した水産業の強制労働に関する啓発活動や情報発信を実施していますか。

メディアの活用や出張授業、イベント等、様々な形で認証水産物の啓発活動を行っており、「持続可能な漁業」や「責任ある養殖業」に求められる要素の 1 つとして、水



Human Rights Now

産業のサプライチェーンに関わる人々や先住民・地域住民の人権尊重とエンゲージメントの重要性を伝えている。

7. 水産業の強制労働防止・撤廃に向けた取り組みについて

NGO や労働組合など漁船上の労働者を支援する団体と、労働者のエンパワーメント向上や漁船のデジタル化促進によるサプライチェーンのトレーサビリティ強化の取り組みなどについて、連携している場合にはその詳細をご回答ください。

GDST (Global Dialogue on Seafood Traceability) とのコミュニケーションの機会を持つことで、最新の状況と、活用の可能性を継続的に探っている

8. 貴社における困難・弊害について

水産業界における人権状況を改善し、持続可能なマグロを含む水産業の調達を実現する上でどのような 困難・弊害(法令の欠如、技術不足、産業内での協力体制など)があるか、ご回答ください。

水産物の流通経路は非常に複雑であり、漁船から加工業者、流通業者に至るまで多くの中間段階を経るため、労働環境や漁獲条件に関する情報を正確に追跡・確認することが容易ではありません。特に開発途上国や中小規模の漁業者では現場での情報可視化が進みにくい状況です。さらに、データの標準化が業界全体で進んでいないため、サプライチェーン上の情報共有や人権 DD の実効性確保にも限界があり、実際の現場レベルでのモニタリングや改善活動にも限界があると考えています。海外の漁業・加工現場まで直接的な影響力を及ぼすためには、現地の事業パートナーや業界団体、国際機関、NGO などとの連携が不可欠です。持続可能な調達を進める上では、監査や第三者認証の取得にもコストが伴うため、経済的合理性との両立も課題となります。これを社会全体で支えるためには、消費者や流通業者、行政を含む幅広いステークホルダーの理解と協力が求められます。課題解決に向けては、個社での取り組みを深めていくと同時に、業界全体の協働と社会的な意識変革も不可欠であると考えています。

また、水産業界における人権課題に取り組むにあたり、下記の通り、特に漁船上の人権状況の把握が困難だと考えています。

① 漁業・個船の把握

- ・ 調達品には、複数の調達段階を経た水産物があり、これらを原料とする水産加工品、さらに、この加工時に生じる残渣を原料とする、魚粉や魚油もある。調達と加工の各段階が組み合わさることで、調達段階下流から上流での個船の特定を困難にしている。

② 個船の人権対応状況

- ・ 漁業を営む国が多いことに加え、小規模の漁業者が多く存在することが、トレーサビリティや人権配慮等の国際規範の浸透を困難にしている。

③ デジタル・トレーサビリティの実現

- ・ 流通段階の複雑さと個船の多さという状況を踏まえると、各国や漁業管理機関が発行する証明書類のみでの追記は困難であり、グローバルに通用するデジタ



ル・トレーサビリティ・システムの国際的な標準化と、関係国間でこれらの導入を協調して進める必要がある。

9. 人権デュー・デリジェンスの義務化について

日本政府に対して、人権デュー・デリジェンスを義務化する法律の制定を求めますか。その理由も併せてご記載ください。

人権の尊重は企業活動の基盤であると考えており、人権 DD の実施は企業の重要な責任と認識しています。その観点から、日本においても企業による人権 DD を促進するための枠組みの整備が進むことは、社会全体の人権尊重の水準を高め、公正な競争環境を形成するうえで有意義であると考えます。

一方で、水産業は多様な国や地域、規模の異なる事業者によって支えられており、現場の実態や取引構造は非常に複雑です。そのため、枠組みの整備を進めるにあたっては、リスクベースアプローチの適用や企業規模や業種の特性に応じた柔軟な対応を可能とする制度設計が重要と考えます。また、企業単独では対応が難しい海外サプライチェーン上の人権課題については、政府や業界団体、国際機関との連携を通じて、実効性のある仕組みづくりが求められると考えています。

10. 上記の回答以外に補足などがあればご記入ください。

ご協力いただきありがとうございました。